

日田市 パートナーシップ宣誓制度



日田市では、性別に関わらずお互いの生き方の理解を深め、尊重し合える社会の実現を目指し、令和5年1月1日から「日田市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

令和5年

1月1日

スタート

パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が対象で、互いが人生のパートナーだと宣言する書面を提出すると、市長が受領証を交付するものです。法律上の婚姻とは異なり、お二人の間に相続や税制面など法律上の効果はありません。

パートナーシップ宣誓ができる人

パートナーシップ宣誓をするには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 成年（18歳）に達していること
- ・ 宣誓をしようとする方の少なくともいずれか一方が日田市民であること。また、14日以内に転入を予定していること
- ・ 配偶者がいないこと（事実婚を含む）
- ・ 宣誓しようとする相手以外の方と、パートナーシップの関係にないこと
- ・ 宣誓をしようとする相手の方と、近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと

■ 性的マイノリティとは

一般的に戸籍上の性と性自認（自分が認識する性別）が一致し、性的指向（恋愛の対象）が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人

■ パートナーシップとは

お互いの人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係

■ LGBTとは

L：レズビアン／女性同性愛者 G：ゲイ／男性同性愛者

B：バイセクシャル／両性愛者 T：トランスジェンダー／心と体の性が一致しない人

性的マイノリティには、LGBT以外にも、「Q：クエスチョニング（自分自身の性を決められない、決めたくない人）」や男女どちらにも恋愛感情を抱かない人など多様な人がいます。性のあり方の多様性を知り、お互いを尊重することが大切です。

宣誓の手続き

来庁・電話・メールで手続きの予約



宣誓希望日の7日前までに予約

宣誓日の調整



担当者と宣誓日時
の調整や必要書類の確認

パートナーシップの宣誓



お二人で来庁の上、宣誓書に署名

内容確認



提出書類の確認及び本人確認

宣誓書受領証の交付

■ 宣誓に必要な書類

【所在地の確認できる書類】

- ・住民票の写し(住民票記載事項証明書)、
転入予定の場合は転出証明書等

【配偶者がいないことを証する書類】

- ・戸籍抄本、独身証明書等

【本人確認書類】

- ・マイナンバーカード
・運転免許証
・旅券(パスポート) 等

閩日田市企画振興部まちづくり推進課 (市役所 6 階)
〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号
☎0973-22-7515 (直通)
※平日8時30分～17時(祝日・年末年始を除く)
✉ machidukuri@city.hita.lg.jp

Q & A

【Q1】 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。一方、日田市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

【Q2】 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報には必ず守られます。また、宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただけます。

【Q3】 郵送で手続きができますか？また、代理申請はできますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください(ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です)。